

令和2年4月15日

「特定建築物定期調査報告」及び
「防火設備定期検査報告」を提出される皆様へ

新型コロナウイルス感染症への対応について

国からの緊急事態宣言及び東京都からの外出自粛要請を受けて、当センターの定期調査（検査）報告受付業務を以下のようにいたします。

◆受付について

特定建築物は窓口を縮小して受付いたします。防火設備は郵送受付ですので通常通り受付しますが、人員を減らして対応いたします。

東京都より「報告期限内の定期報告書の提出は柔軟に取り扱いますので、各受付機関に定期報告書提出のため外出することは、緊急事態宣言解除までの間は控えていただきたい」との見解が出ております。ご協力をよろしくお願いいたします。

◆お問い合わせについて

緊急事態宣言の実施期間中は体制を縮小しているため、電話での問い合わせ対応ができなくなる場合がございます。新型コロナウイルス感染症に対する定期調査（検査）報告のお問い合わせについては、原則は所管の特定行政庁へお問い合わせください。

ご理解、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。